

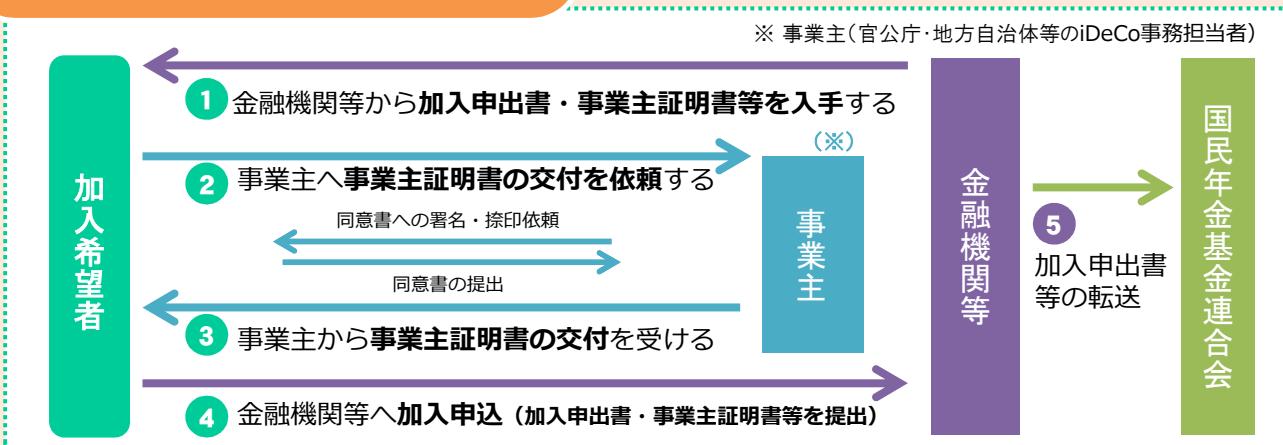
[人給システムに加入している各府省においては、
3月から掛金の給与控除が可能となります。]

iDeCoに加入を希望される共済等加入者の皆さまへ

iDeCo加入にあたっての流れと留意事項

- 本年6月3日に公布された確定拠出年金法等の一部を改正する法律により、平成29年1月から、**共済等加入者の方も個人型確定拠出年金（愛称：iDeCo）に加入できるようになります。**
- 加入にあたっては、以下の流れと留意事項をご理解の上、手続きをお願いします。

iDeCo 加入までの流れ



1. iDeCoの加入にあたっては、まずご希望の取扱い金融機関等（受付金融機関）から、**加入申出書・事業主証明書等を入手**します。①

2. 加入申出書・事業主証明書等に必要事項を記載します。

※ 加入申出書・事業主証明書の記載にあたっては、掛金の納付方法を「事業主払込」にするか、「個人払込」にするかどうかを選択していただく必要があります(注1)。

(注1) 「事業主払込」と「個人払込」におけるそれぞれの特徴

- 「事業主払込」のうち、例えば掛金の給与控除の場合、口座の残高不足による掛金の納付漏れを防ぐことができます。一方、異動の際などにおけるいくつかの**留意事項(裏面に記載)**がありますので、それらを予め了承いただく必要があります。
- 「個人払込」は、**加入者自らの口座からの引き落とし**となるため、掛金の給与控除で発生する留意事項への影響(事務スケジュール等による異動時などの納付漏れ等)が基本的に生じることはなく、育児休業中の場合等においても掛金を納付することができます。一方、掛金の所得控除を受けるには**年末調整の手続きが必要**です。なお、口座残高が不足する場合、掛金が引き落とされず、その月の掛金が納付できません。

3. 事業主証明書と必要書類（年金手帳のコピー、「基礎年金番号等の取得及び利用の取り扱いに関する同意書」等）をご所属の事業主（iDeCo事務担当者）に提出し、必要事項を記載いただいた上で、**加入申出書と事業主証明書等を受付金融機関に提出**します。②③④

(注2) 「基礎年金番号等の取得及び利用の取り扱いに関する同意書」等とは

基礎年金番号等の情報について、iDeCoに関する事務の範囲内において、事業主が取得し利用すること（また、共済組合が事業主に提供すること）への同意書

4. 書類に不備がなければ、これで手続きは完了です。

制度の詳細およびご不明点等はイデコガイド（国民年金基金連合会
特設ホームページ <http://www.ideco-guide.jp/>）を参照

お申し込みは取扱い金融機関等へ
「運営管理機関（受付金融機関）一覧」はこちら→
(<http://www.npfa.or.jp/401K/news/pdf/renrakusaki.pdf>)



加入申込書作成時の留意事項

(1) 加入申出書に基礎年金番号を記入する必要があります！

→ iDeCoに加入する際には、基礎年金番号が必要になります（※基礎年金番号は、ご自身の年金手帳や、ねんきん定期便、各種通知書などに記載されています。基礎年金番号がわからない場合は、ご自身の職場の共済組合担当にご確認いただくか、お近くの年金事務所にお問い合わせください）。

(2) 基礎年金番号を確認できる書類（年金手帳のコピー等）の提出を求めています！

→ iDeCoに係る事務に基礎年金番号を利用していることから、加入に当たっては、事業主に対して基礎年金番号を確認できる書類の提出をお願いしています。

※ 年金手帳のコピー等を提出しなくとも、ご自身又は事業主を通じて共済組合に基礎年金番号を確認することで代替することも可能です。また、事業主や共済組合に対し、必要な同意書の提出をお願いします。

→ 人事異動や退職により、異なる事業所へ異動や入社した際には、加入者は改めて異動や入社後のiDeCo事務担当者に対して基礎年金番号を確認できる書類の提出が必要になります。

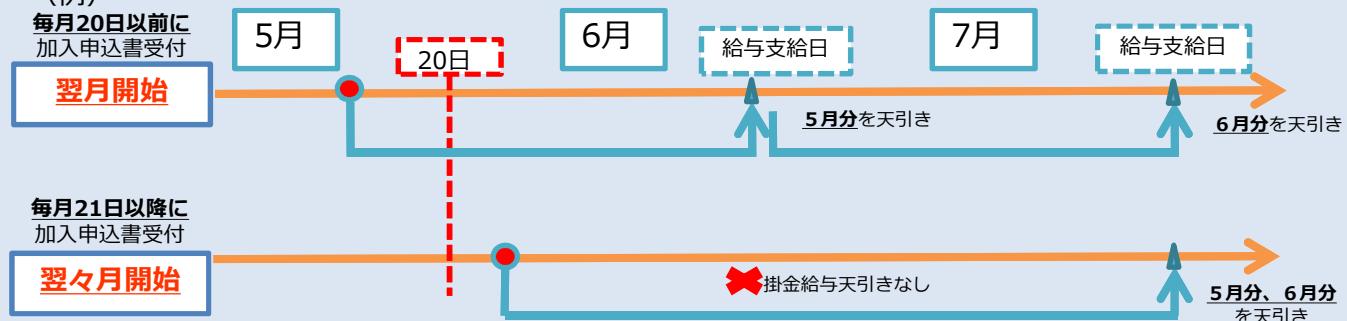
掛金の給与控除の留意事項

▶ 掛金の給与控除（天引き）を希望する場合には、以下の事項に留意してください。

(1) 掛金の納付（給与控除）開始時期に留意が必要です！

→ 国民年金基金連合会での加入受付時期により、掛金の給与控除を開始する時期が異なります。

（例）



→ なお、制度開始当初である平成29年1月に加入した場合は、3月から掛金の給与控除が始まります。

→ 4月または12月の大規模連休前に加入した場合などにおいては、事務処理スケジュールの関係上、掛金の給与控除の開始が遅れる可能性があります。

(2) 人事異動の際、異動月に納付する掛金は徴収されない可能性があります！

→ 人事異動の際、異動した月に納付する掛金（前月分）が納付できない場合があります。

→ その場合、本人の希望により、納付ができなかつた月の掛金は、調整月に給与控除することができます。（例：4月異動で3月分の納付ができなかつた場合、8月分または11月分と合わせ2か月分の掛金納付を希望できます（給与控除による調整は9月または12月に行われます））。

(3) 民間企業への異動の際、「個人払込」への変更が必要な場合があります！

→ 共済組合加入の官公庁等から民間企業等へと異動する場合、その民間企業がiDeCoの掛金の給与控除に対応していない場合があります。その場合には、掛金の給与控除ができませんので、「個人払込」に変更していただく必要があります。

(4) 育児休業などを取得する際、「個人払込」への変更が必要な場合があります！

→ 育児休業や介護休業などを取得することにより、事業主からの給与支払いがなくなる場合、掛金の給与控除ができなくなります。そのため、育児休業中にも継続して掛金を納付したい場合には、「事業主払込」から「個人払込」に納付方法を変更していただく必要があります。